

(参考)

事務連絡

平成26年4月24日

一般社団法人全国建設業協会常務理事 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安全課建設安全対策室

主任技術審査官

一定の知識経験を有する鉄骨切断機等の運転業務従事者への  
特別教育の実施の目安について（情報提供）

安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示（平成25年厚生労働省告示第141号）の趣旨、内容等については、平成25年4月12日付け基発0412第14号「安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示の適用について」等をもって示されているところですが、一部の都道府県労働局に対して、標記についての照会もなされていることから、別紙のとおり整理したので、会員等からの問合せへの対応に当たって参考にしてください。

一定の知識経験を有する鉄骨切断機等の運転業務従事者への  
特別教育の実施の目安

1 整理に当たっての考え方

平成 25 年 4 月 12 日付け基発 0412 第 14 号「安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示の適用について」の記の第 2 の 1 (4) においては、平成 25 年 7 月 1 日前に、ブレーカの運転の業務に従事する労働者に対する特別教育を受けた者については、機体重量 3 トン未満の鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機（以下「小型鉄骨切断機等」という。）の運転の業務に従事させる場合には、拡充された内容についての教育が必要である旨示されているが、その拡充された内容の教育及びその他の特別教育を修了した者等への教育について、平成 25 年 6 月 6 日付け基発第 0606 第 1 号をもって示された車両系建設機械（解体用）運転技能特例講習の基準（以下「解体技能特例講習基準」という。）に準じ、一定の知識経験を有する者に対する特別教育の種類、教育内容及び時間を整理したものであること。

2 一定の知識経験を有する者

一定の知識経験を有する者とは、次に該当する者であること。

なお、(1) 及び (2) のそれぞれの機械の種類に係る上級の資格（技能講習の修了等）を有する者も (1) 及び (2) それぞれの機械について一定の知識経験を有すると認められること。

- (1) 平成 25 年 7 月 1 日前に、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 58 号）による改正前の労働安全衛生規則の規定により行われた、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できる機体重量 3 トン未満のブレーカ（以下「小型ブレーカ」という。）の運転の業務に従事する労働者に対する特別教育を修了した者
- (2) 労働安全衛生規則の規定により行われた、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できる機体重量 3 トン未満の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）（以下「小型掘削用等機械」という。）の運転の業務に従事する労働者に対する特別教育を修了した者
- (3) 平成 25 年 7 月 1 日において、小型鉄骨切断機等の運転業務に従事しており、かつ、当該業務に 6 月以上従事した経験を有する者

3 特別教育の種類、教育内容及び時間の目安

一定の知識経験を有する者への特別教育の種類並びに種類毎の教育内容及び

時間の目安は解体技能特例講習基準に準じて、次のとおりであること。

なお、それぞれの教育科目の範囲については、安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示（平成 25 年厚生労働省告示第 141 号）による改正後の安全衛生特別教育規程（昭和 47 年労働省告示第 92 号）第 11 条の 3 の表の範囲によること。

(1) 第 1 種技能特例講習に準じた特別教育

ア 対象者

2 (1) 及び 2 (3) のいずれにも該当する者

イ 教育内容及び時間

(ア) 小型車両系建設機械（解体用）の走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識（以下「走行装置等知識」という。）の科目については、省略可

(イ) 小型車両系建設機械（解体用）の作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識（以下「作業装置等知識」という。）の科目については、30 分以上

(ウ) 小型車両系建設機械（解体用）の運転に必要な一般的事項に関する知識（以下「運転一般知識」という。）の科目については、30 分以上

(エ) 関係法令の科目については、30 分以上

(オ) 実技教育については、省略可

(2) 第 2 種技能特例講習に準じた特別教育

ア 対象者

2 (1) に該当する者であって、2 (3) に該当しないもの

イ 教育内容及び時間

(ア) 走行装置等知識の科目については、省略可

(イ) 作業装置等知識の科目については、30 分以上

(ウ) 運転一般知識の科目については、30 分以上

(エ) 関係法令の科目については、30 分以上

(オ) 小型車両系建設機械（解体用）の走行の操作（「以下「走行操作」という。」の科目については、省略可

(カ) 小型車両系建設機械（解体用）の作業のための装置の操作（以下「作業装置操作」という。）の科目については、1 時間以上

(3) 第 3 種技能特例講習に準じた特別教育

ア 対象者

2 (1) に該当せず、2 (2) 及び 2 (3) のいずれにも該当する者

イ 教育内容及び時間

(ア) 走行装置等知識の科目については、省略可

(イ) 作業装置等知識の科目については、1 時間以上

- (ウ) 運転一般知識の科目については、30分以上
- (エ) 関係法令の科目については、30分以上
- (オ) 実技教育については、省略可

(4) 第4種技能特例講習に準じた特別教育

ア 対象者

2(1)に該当せず、かつ、2(2)に該当しない者であって、2(3)に該当するもの

イ 教育内容及び時間

- (ア) 走行装置等知識の科目については、1時間以上
- (イ) 作業装置等知識の科目については、2時間以上
- (ウ) 運転一般知識の科目については、1時間以上
- (エ) 関係法令の科目については、30分以上
- (オ) 実技教育については、省略可

(5) 小型掘削用等機械の運転の業務に係る特別教育を修了した者への特別教育

ア 対象者

2(1)に該当せず、かつ、2(3)に該当しない者であって、2(2)に該当するもの

イ 教育内容及び時間

- (ア) 走行装置等知識の科目については、省略可
- (イ) 作業装置等知識の科目については、1時間以上
- (ウ) 運転一般知識の科目については、30分以上
- (エ) 関係法令の科目については、30分以上
- (オ) 走行操作の科目については、省略可
- (カ) 作業装置操作の科目については、1時間以上